

蕨市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

蕨市民会館設置及び管理条例（昭和 4 9 年蕨市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の表 1 0 2 室の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

蕨 市 長      頼 高 英 雄